

保育所等の利用に係る誓約書

大村市長 様

- 1 保育所等に入所中は保育所等の規定を守り、保育料・副食費等は責任を持って期限までに必ず納付することを誓います。
- 2 提出書類の状況に変更があった場合は、速やかに届け出ることを誓います。
- 3 登園及び降園については、保護者の責任で行います。万一保護者が付き添いを怠り事故等が発生しても、責任を負うことを誓います。
- 4 特段の理由がなく、一ヶ月以上連続して保育所等を欠席する場合、退所とされても異論ありません。
- 5 入所日時点に大村市に住民票を置いていない場合、保育所等の内定を取り消されても異論ありません。

令和 年 月 日

児童名 _____

保護者氏名 _____

【注意】利用者負担額（保育料）が納付されない場合、子ども・子育て支援法附則第 6 条第 7 項又は児童福祉法第 56 条第 7 項の規定により、滞納処分（差し押え等）を受けることがあります。